

○桐蔭横浜大学発明規程

(平成 13 年 10 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規程は、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）の教員等の発明に係わる特許等の取扱いに関する基本的事項を定め、もって本学の研究成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、「教員等」とは、「教授、准教授、講師、助教、助手及び研究活動に従事する職員」を、また「特許等」とは、「特許、実用新案及び意匠」をそれぞれ意味する。

(発明評価委員会)

第 3 条 本学の教員等の発明に係わる特許の取扱いに関する事項を審議するために、本学に発明評価委員会を置く。

2 発明評価委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(権利の帰属)

第 4 条 本学の教員等は、次の各号の一に該当する発明を行った場合において、本学が当該発明に係わる特許を受ける権利を承継する必要があると認めたときは、当該権利を本学に譲渡するものとする。

- (1) 本学の研究設備を使用してなされた発明
- (2) 本学の研究経費を使用してなされた発明

(発明の届出)

第 5 条 本学の教員等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、別記様式第 1 により、所属部局長を経由して学長に速やかに届出るものとする。

(権利の帰属の決定)

第 6 条 学長は、届出のあった発明について、発明評価委員会の議に基づき、届出のあった日から起算して 30 日以内に当該発明に係わる特許を受ける権利を承継するか否かの決定を行うものとする。

(譲渡証書の提出)

第 7 条 本学の教員等は、届出をした発明に係わる特許等を受ける権利を本学が承継すると決定した旨の通知を学長から受けたときは、速やかに、学長に別記様式第 2 の譲渡証書その他必要な書類を提出するものとする。

(出願の義務)

第 8 条 発明評価委員会が特許等を受ける権利を本学が承継すると決定した発明について、学長は速やかに出願の手続きを行うものとする。

(補償金)

第9条 本学は、第7条により教員等から当該発明に係わる特許等を受ける権利を承継するのに必要な書類が提出された場合には、その対価として補償金を支払うものとする。

(補償金の種類)

第10条 補償金は次の3種とする。

(1) 出願補償金

特許 (1件につき)	5,000 円
実用新案 (1件につき)	3,000 円
意匠 (1件につき)	3,000 円

(2) 登録補償金

特許 (1件につき)	10,000 円
実用新案 (1件につき)	6,000 円
意匠 (1件につき)	6,000 円

(3) 実施補償金

実施料金額	適用比率
30万円以下	30%
30万円超	20%
50万円超	10%
100万円超	5%

(出願補償金の支払い)

第11条 出願補償金は、出願手続き完了後30日以内に支払う。

2 登録補償金は、登録の通知を受け取った日から30日以内に支払う。

3 実施補償金は、本学の各会計年度末において集計された実施料に基づき、次会計年度開始後30日以内に支払う。

(補償金の配分)

第12条 発明者が複数の場合は、補償金の配分は当該発明に対する各発明者の貢献度に応じて行うものとする。

(任意譲渡)

第13条 第4条において本学が必要と認めなかった発明の特許等を受ける権利の行使については、発明者の自由意思にまかされるものとする。

(守秘義務)

第14条 発明の取扱いに関する事務に携わる者は、発明の内容その他発明に関する事項について、必要な期間その秘密を守らなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、総務部研究推進課が行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

別記様式第 1

受理年月日	年 月 日
	年 月 日

桐蔭横浜大学長 殿

所 属
職 名
氏 名 ⑩

下記の発明について、桐蔭横浜大学発明規程第 5 条の規定に基づき届出いたします。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明者の所属、職名、氏名
- 3 発明に使用した経費、設備等の名称
- 4 出願の緊急度
- 5 研究発表等の状況
- 6 発明の概要
- 7 外国特許の場合の出願理由、希望国名等
- 8 その他参考となる事項

別記様式第2

譲 渡 証 書

年 月 日

(譲受人)

桐蔭横浜大学長 殿

(譲渡人)

住 所

氏 名 ⑩

下記の発明に関する特許等を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明の名称